

佐賀県市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第二十六号

佐賀県市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例（昭和三十一年佐賀県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「及び第二十八条第三項」を「並びに第二十八条第三項及び第四項」に、「並びに職員」を「職員」に改め、「手続及び効果」の下に「並びに職員の失職の特例」を加える。

第二条の次に次の一条を加える。

（失職の特例）

第三条 職員の失職の特例については、職員の分限に関する条例（昭和二十七年佐賀県条例第十八号）第七条の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県市町村立学校県費負担教職員の分限に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

<p>改正後</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七條第二項並びに第二十八條第三項及び第四項並びに地方教育行政の組織</p>	<p>改正前</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この条例は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十七條第二項及び第二十八條第三項並びに地方教育行政の組織及び運営に関</p>
---	---

及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十三條第三項の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条に規定する職員の意に反する休職の事由、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果並びに職員の失職の特例に關し規定することを目的とする。

（失職の特例）

第三条 職員の失職の特例については、職員の分限に関する条例（昭和二十七年佐賀県条例第十八号）第七条の規定を準用する。

する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第四十三條第三項の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条に規定する職員の意に反する休職の事由並びに職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に關し規定することを目的とする。

佐賀県市町村立学校県費負担教職員の任期を定めた採用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第二十七号

佐賀県市町村立学校県費負担教職員の任期を定めた採用等に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県市町村立学校県費負担教職員の任期を定めた採用等に関する条例（平成十五年佐賀県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「並びに第五条第一項」を「、第四条、第五条、第六条第二項並びに第七条第一項及び第二項」に改める。

附 則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県市町村立学校県費負担教職員の任期を定めた採用等に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(趣旨) 第一条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第三条第一項及び第二項、第四条、第五条、第六条第二項並びに第七条第一項及び第二項、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条第六項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十三条第三項の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条に規定する職員(以下「職員」という。)について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関する必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨) 第一条 この条例は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成十四年法律第四十八号)第三条第一項及び第二項並びに第五条第一項、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十四条第六項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第四十三条第三項の規定に基づき、市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条に規定する職員(以下「職員」という。)について、任期を定めた採用及び任期を定めて採用された職員の給与の特例に関する必要な事項を定めるものとする。</p>

佐賀県文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第二十八号

佐賀県文化財保護条例の一部を改正する条例

佐賀県文化財保護条例(昭和五十一年佐賀県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第九十八条第二項」を「第百八十二条第二項」に改める。

第二条第三号中「民俗芸能」の下に「民俗技術」を加える。
第七条の次に次の三条を加える。

(管理団体による管理)

第七条の二 県重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、教育委員会は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該県重要文化財の保存のため必要な管理(当該県重要文化財の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該県重要文化財の所有者又は管理に属するものの管理を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、当該県重要文化財の所有者(所有者が判明しない場合を除く。)及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第四条第五項の規定を準用する。

5 県重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人(以下この章において「管理団体」という。)が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第六条第一項の規定を準用する。

第七条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第四条第五項の規定を準用する。

第七条の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この条例に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理に
より所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者
の負担とすることを妨げるものではない。

第八条中「管理責任者」の下に「又は管理団体」を加える。

第九条中「管理責任者」の下に「又は管理団体」を加え、同条の次に次の二
条を加える。

(修理)

第九条の二 県重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理
団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

(管理団体による修理)

第九条の三 管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修
理方法及び時期について当該県重要文化財の所有者（所有者が判明しない場
合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

2 管理団体が修理を行う場合には、第七条の二第五項及び第七条の四の規定
を準用する。

第十条第一項中「所有者」の下に「又は管理団体」を加える。

第十一条第一項中「又は管理責任者」を、「管理責任者又は管理団体」に改
め、同条第二項中「所有者」の下に「又は管理団体」を加える。

第十二条第一項中「(以下この条において「所有者等」という。)」を削る。

第十四条第一項中「所有者」の下に「又は管理団体」を加える。

第十七条中「又は管理責任者」を、「管理責任者又は管理団体」に改める。

第十八条に次の一項を加える。

3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定

を準用する。ただし、管理団体が指定された場合には、専ら所有者に属すべ
き権利義務については、この限りでない。

第十九条第一項及び第二十条第五項中「第五十六条の三第一項」を「第七十
一条第一項」に改める。

第二十五条第一項及び第二十六条第五項中「第五十六条の十第一項」を「第
七十八条第一項」に改める。

第三十二条第一項及び第三十三条第三項中「第六十九条第一項」を「第九
条第一項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(管理団体による管理及び復旧)

第三十三条の二 県史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明
しない場合又は所有者若しくは第三十六条において準用する第六条第二項の
規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若し
くは不適当であると明らかに認められる場合には、教育委員会は、適当な地
方公共団体その他の法人を指定して、当該県史跡名勝天然記念物の保存のた
め必要な管理及び復旧(当該県史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、
設備その他の物件で当該県史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属
するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定には、第七条の二第二項から第六項までの規定を準
用する。

第三十三条の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由
があるときは、教育委員会は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、第四条第五項及び第七条の二第三項の規定を
準用する。

第三十四条中「管理責任者」の下に「又は管理団体」を加える。

第三十六条中「第十条から第十二条まで」を「第九条の二から第十二条まで」

に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第七条の四第一項中「管理に要する」とあるのは「管理及び復旧に要する」と、同条第二項中「管理により」とあるのは「管理又は復旧により」と、「管理に要する」とあるのは「管理又は復旧に要する」と、第九条の二、第九条の三、第十条、第十一条第二項、第十四条及び第十七条中「修理」とあるのは「復旧」と読み替えるものとする。

第三十七条第一項中「第八十三条の三第一項又は第二項」を「第四百三十三条第一項又は第二項」に、「第八十三条の四第一項」を「第四百四十四条第一項」に改める。

第三十八条第三項中「第八十三条の四第一項」を「第四百四十四条第一項」に改める。

第四十条第一項及び第四十一条第四項中「第八十三条の七第一項」を「第四百七十七条第一項」に改める。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

参考資料

佐賀県文化財保護条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>第一条 この条例は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第八十二条第二項の規定に基づき、同法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で佐賀県の区域内に存するものうち佐賀県にとつて重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もつて佐賀県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献する</p>	<p>第一条 この条例は、文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四十四号。以下「法」という。）第九十八条第二項の規定に基づき、同法の規定による指定を受けた文化財以外の文化財で佐賀県の区域内に存するものうち佐賀県にとつて重要なものについて、その保存及び活用のために必要な措置を講じ、もつて佐賀県民の文化的向上に資するとともに、我が国文化の進歩に貢献するこ</p>
<p>ことを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものうち佐賀県の区域内に存するものをいう。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）</p> <p>四・五 略</p> <p>（管理団体による管理）</p> <p>第七条の二 県重要文化財につき、所有者が判明しない場合又は所有者若しくは管理責任者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、教育委員会は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該県重要文化財の保存のために必要な施設、設備その他の物件で当該県重要文化財の所有者の所有又は管理に属するものの管理を含む。）を行わせることができる。</p> <p>2 前項の規定による指定をするには、教育委員会は、あらかじめ、当該県重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。</p>	
<p>とを目的とする。</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この条例で「文化財」とは、次に掲げるものうち佐賀県の区域内に存するものをいう。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）</p> <p>四・五 略</p>	

3 第一項の規定による指定は、その旨を告示するとともに、前項に規定する所有者、占有者及び地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第一項の規定による指定には、第四条第五項の規定を準用する。

5 県重要文化財の所有者又は占有者は、正当な理由がなくて、第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章において「管理団体」という。）が行う管理又はその管理のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

6 管理団体には、第六条第一項の規定を準用する。

第七條の三 前条第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第三項及び第四条第五項の規定を準用する。

第七條の四 管理団体が行う管理に要する費用は、この条例に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理により所有者の受ける利益の限度において、管理に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

(滅失、き損等)

第八條 県重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを

亡失し、若しくは盗み取られたときは、県重要文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第九條 県重要文化財の所在の場所を変更しようとするときは、県重要文化財の所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(修理)

第九條の二 県重要文化財の修理は、所有者が行うものとする。ただし、管理団体がある場合は、管理団体が行うものとする。

(管理団体による修理)

第九條の三 管理団体が修理を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その修理方法及び時期について当該県重要文化財の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。

2 管理団体が修理を行う場合には、第七条の二第五項及び第七条の四の規定を準用する。

(管理又は修理の補助)

第十條 県重要文化財の管理又は修理に

亡失し、若しくは盗み取られたときは、県重要文化財の所有者（管理責任者がある場合は、その者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(所在の変更)

第九條 県重要文化財の所在の場所を変更しようとするときは、県重要文化財の所有者（管理責任者がある場合は、その者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、教育委員会規則で定める場合には、届出を要せず、又は所在の場所を変更した後届け出ることをもって足りる。

(管理又は修理の補助)

第十條 県重要文化財の管理又は修理に

つき多額の経費を要し、県重要文化財の所有者又は管理団体がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、県は、その経費の一部に充てさせるため、県重要文化財の所有者又は管理団体に対し、補助金を交付することができる。

2 略

2 (管理又は修理に関する勧告)

第十一條 県重要文化財の管理が適当でないため県重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、県重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 県重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、県重要文化財の所有者又は管理団体に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

(有償譲渡の場合の納付金)

第十二條 県が管理又は修理(以下この条において「管理等」という。)につき第十条第一項の規定により補助金を交付した県重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者は、補助に係る管理等が行われた後当該県重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金の額から当該管理等が行われた後当該県重要文化財の管理等のため自己の費

つき多額の経費を要し、県重要文化財の所有者がその負担に堪えない場合その他特別の事情がある場合には、県は、その経費の一部に充てさせるため、県重要文化財の所有者に対し、補助金を交付することができる。

2 略

2 (管理又は修理に関する勧告)

第十一條 県重要文化財の管理が適当でないため県重要文化財が滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、県重要文化財の所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を勧告することができる。

2 県重要文化財がき損している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、教育委員会は、県重要文化財の所有者に対し、その修理について必要な勧告をすることができる。

(有償譲渡の場合の納付金)

第十二條 県が管理又は修理(以下この条において「管理等」という。)につき第十条第一項の規定により補助金を交付した県重要文化財のその当時における所有者又はその相続人、受遺者若しくは受贈者(以下この条において「所有者等」という。)は、補助に係る管理等が行われた後当該県重要文化財を有償で譲り渡した場合においては、当該補助金の額から当該管理等が行われた

やした金額を控除して得た金額を、県に納付しなければならない。

2・3 略

(修理の届出等)

第十四條 県重要文化財を修理しようとするときは、県重要文化財の所有者又は管理団体は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第十条第一項の規定による補助金の交付、第十一条第二項の規定による勧告又は前条第一項の規定による現状の変更の許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 略

(調査)

第十七條 教育委員会は、必要があると認めるときは、県重要文化財の所有者、管理責任者又は管理団体に対し、当該県重要文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第十八條 略

2 略

3 管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第一項の規定を準用する。ただし、管理団体が指定された場合には、専ら所有者に属すべき権利義務については、この限りでない。

(県重要無形文化財の指定等)

第十九條 教育委員会は、無形文化財(法

後当該県重要文化財の管理等のため自己の費やした金額を控除して得た金額を、県に納付しなければならない。

2・3 略

(修理の届出等)

第十四條 県重要文化財を修理しようとするときは、県重要文化財の所有者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第十条第一項の規定による補助金の交付、第十一条第二項の規定による勧告又は前条第一項の規定による現状の変更の許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

2 略

(調査)

第十七條 教育委員会は、必要があると認めるときは、県重要文化財の所有者又は管理責任者に対し、当該県重要文化財の現状又は管理若しくは修理の状況につき報告を求めることができる。

(所有者変更に伴う権利義務の承継)

第十八條 略

2 略

(県重要無形文化財の指定等)

第十九條 教育委員会は、無形文化財(法

第七十一条第一項の規定による重要無形文化財の指定がなされたものを除く。以下同じ。のうち佐賀県にとつて重要なものを佐賀県重要無形文化財(以下「県重要無形文化財」という。)に指定することができる。

2 7 略

(県重要無形文化財の指定等の解除)

第二十条 略

2 4 略

5 県重要無形文化財について法第七十一条第一項の規定による重要無形文化財の指定がなされたときは、当該重要無形文化財の指定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会、その旨を告示するとともに、当該県重要無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

6 7 略

(県重要有形民俗文化財及び県重要無形民俗文化財の指定)

第二十五条 教育委員会は、有形の民俗文化財(法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定がなされたものを除く。)のうち佐賀県にとつて重要なものを佐賀県重要有形民俗文化財(以下「県重要有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法第七十八条第一項の規定による重要無形民俗文化財の指定がなされたものを除く。)のうち佐賀県にとつて重要なものを佐賀県重要無形民俗文化財(以下「県

第五十六条の三第一項の規定による重要無形文化財の指定がなされたものを除く。以下同じ。のうち佐賀県にとつて重要なものを佐賀県重要無形文化財(以下「県重要無形文化財」という。)に指定することができる。

2 7 略

(県重要無形文化財の指定等の解除)

第二十条 略

2 4 略

5 県重要無形文化財について法第五十六条の三第一項の規定による重要無形文化財の指定がなされたときは、当該重要無形文化財の指定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会、その旨を告示するとともに、当該県重要無形文化財の保持者として認定されていた者又は保持団体として認定されていた団体の代表者に通知しなければならない。

6 7 略

(県重要有形民俗文化財及び県重要無形民俗文化財の指定)

第二十五条 教育委員会は、有形の民俗文化財(法第五十六条の三第一項の規定による重要有形民俗文化財の指定がなされたものを除く。)のうち佐賀県にとつて重要なものを佐賀県重要有形民俗文化財(以下「県重要有形民俗文化財」という。)に、無形の民俗文化財(法第五十六条の三第一項の規定による重要無形民俗文化財の指定がなされたものを除く。)のうち佐賀県にとつて重要なものを佐賀県重要無形民俗文化財

重要無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 3 略

(県重要有形民俗文化財及び県重要無形民俗文化財の指定の解除)

第二十六条 略

2 4 略

5 県重要有形民俗文化財又は県重要無形民俗文化財について法第七十八条第一項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定がなされたときは、当該重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、県重要有形民俗文化財についてはその所有者又は権原に基づく占有者に通知しなければならない。

6 略

(県史跡名勝天然記念物の指定)

第三十二条 教育委員会は、記念物(法第九十九条第一項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定がなされたものを除く。)のうち佐賀県にとつて重要なものを佐賀県史跡、佐賀県名勝又は佐賀県天然記念物(以下「県史跡名勝天然記念物」という。)に指定することができる。

2 略

(以下「県重要無形民俗文化財」という。)に指定することができる。

2 3 略

(県重要有形民俗文化財及び県重要無形民俗文化財の指定の解除)

第二十六条 略

2 4 略

5 県重要有形民俗文化財又は県重要無形民俗文化財について法第五十六条の三第一項の規定による重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定がなされたときは、当該重要有形民俗文化財又は重要無形民俗文化財の指定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、県重要有形民俗文化財についてはその所有者又は権原に基づく占有者に通知しなければならない。

6 略

(県史跡名勝天然記念物の指定)

第三十二条 教育委員会は、記念物(法第九十九条第一項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定がなされたものを除く。)のうち佐賀県にとつて重要なものを佐賀県史跡、佐賀県名勝又は佐賀県天然記念物(以下「県史跡名勝天然記念物」という。)に指定することができる。

2 略

(県史跡名勝天然記念物の指定の解除)

第三十三条 略

2 略

(県史跡名勝天然記念物の指定の解除)

第三十三条 略

2 略

3 県史跡名勝天然記念物について法第百九条第一項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定がなされたときは、当該県史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該県史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に通知しなければならない。

4 略

(管理団体による管理及び復旧)

第三十三條の二 県史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第三十六條において準用する第六條第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、教育委員会は、適当地方公共団体その他の法人を指定して、当該県史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該県史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該県史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

2 前項の規定による指定には、第七條の二第二項から第六項までの規定を準用する。

第三十三條の三 前條第一項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、教育委員会は、管理団体の指定を解除することができる。

3 県史跡名勝天然記念物について法第六十九條第一項の規定による史跡、名勝又は天然記念物の指定がなされたときは、当該県史跡名勝天然記念物の指定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該県史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に通知しなければならない。

4 略

2 前項の規定による解除には、第四條第五項及び第七條の二第三項の規定を準用する。

(土地の所在等の異動の届出)

第三十四條 県史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者(第三十六條において準用する第六條第二項の規定により選任した管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(県史跡名勝天然記念物に関する準用規定)

第三十六條 第六條から第八條まで、第九條の二から第十二條まで、第十四條、第十七條及び第十八條の規定は、県史跡名勝天然記念物について準用する。

この場合において、第七條の四第一項中「管理に要する」とあるのは「管理及び復旧に要する」と、同條第二項中「管理により」とあるのは「管理又は復旧により」と、「管理に要する」とあるのは「管理又は復旧に要する」と、第九條の二、第九條の三、第十條、第十一條第二項、第十四條及び第十七條中「修理」とあるのは「復旧」と読み替えるものとする。

(県重要伝統的建造物群保存地区の選定)

第三十七條 教育委員会は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している

(土地の所在等の異動の届出)

第三十四條 県史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、所有者(第三十六條において準用する第六條第二項の規定により選任した管理責任者がある場合は、その者)は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(県史跡名勝天然記念物に関する準用規定)

第三十六條 第六條から第八條まで、第十條から第十二條まで、第十四條、第十七條及び第十八條の規定は、県史跡名勝天然記念物について準用する。

(県重要伝統的建造物群保存地区の選定)

第三十七條 教育委員会は、市町村の申出に基づき、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している

る環境を保存するため、市町村が法第百四十三条第一項又は第二項の規定により定める伝統的建造物群保存地区(法第百四十四条第一項の規定による重要伝統的建造物群保存地区の選定がなされたものを除く。)で佐賀県にとってその価値が特に高いものを、佐賀県重要伝統的建造物群保存地区(以下「重要伝統的建造物群保存地区」という。)として選定することができる。

2・3 略

(県重要伝統的建造物群保存地区の選定の解除)

第三十八条 略

2 略

3 県重要伝統的建造物群保存地区について法第百四十四条第一項の規定による重要伝統的建造物群保存地区の選定がなされたときは、当該重要伝統的建造物群保存地区の選定は、解除されたものとする。

4 略

(県選定保存技術の選定等)

第四十条 教育委員会は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるもの(法第百四十七条第一項の規定による選定保存技術の選定がなされたものを除く。)のうち佐賀県の区域内に存するものを佐賀県選定保存技術(以下「県選定保存技術」という。)として選定することができる。

2・4 略

る環境を保存するため、市町村が法第百四十三条の三第一項又は第二項の規定により定める伝統的建造物群保存地区(法第八十三条の四第一項の規定による重要伝統的建造物群保存地区の選定がなされたものを除く。)で佐賀県にとってその価値が特に高いものを、佐賀県重要伝統的建造物群保存地区(以下「県重要伝統的建造物群保存地区」という。)として選定することができる。

2・3 略

(県重要伝統的建造物群保存地区の選定の解除)

第三十八条 略

2 略

3 県重要伝統的建造物群保存地区について法第八十三条の四第一項の規定による重要伝統的建造物群保存地区の選定がなされたときは、当該重要伝統的建造物群保存地区の選定は、解除されたものとする。

4 略

(県選定保存技術の選定等)

第四十条 教育委員会は、文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術又は技能で保存の措置を講ずる必要があるもの(法第八十三条の七第一項の規定による選定保存技術の選定がなされたものを除く。)のうち佐賀県の区域内に存するものを佐賀県選定保存技術(以下「県選定保存技術」という。)として選定することができる。

2・4 略

(県選定保存技術の選定等の解除)

第四十一条 略

2・3 略

4 県選定保存技術について法第百四十四条第一項の規定による選定保存技術の選定がなされたときは、当該県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該県選定保存技術の保持者として認定されていた者又は保存団体として認定されていた団体の代表者若しくは管理人に通知しなければならない。

5・6 略

(県選定保存技術の選定等の解除)

第四十一条 略

2・3 略

4 県選定保存技術について法第八十三条の七第一項の規定による選定保存技術の選定がなされたときは、当該県選定保存技術の選定は、解除されたものとする。この場合には、教育委員会は、その旨を告示するとともに、当該県選定保存技術の保持者として認定されていた者又は保存団体として認定されていた団体の代表者若しくは管理人に通知しなければならない。

5・6 略

佐賀県文化財保護審議会条例及び風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第二十九号

佐賀県文化財保護審議会条例及び風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

(佐賀県文化財保護審議会条例の一部改正)

第一条 佐賀県文化財保護審議会条例(昭和五十一年佐賀県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第百五条第一項」を「第百九十条第一項」に改める。

(風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)

第二条 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和四十五年佐賀県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二項第五項第三十一号中「第五十六条の十第一項」を「第七十八条第一

項」に、「第五十七条第一項」を「第九十二条第一項」に、「第六十九条第一項」を「第九十九条第一項」に、「第七十条第一項」を「第一百十条第一項」に改める。

附則

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

参考資料

第一条(佐賀県文化財保護審議会条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第九十条第一項の規定に基づき、佐賀県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に佐賀県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p>	<p>(設置)</p> <p>第一条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第五十五条第一項の規定に基づき、佐賀県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に佐賀県文化財保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。</p>

第二条(風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正)に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(行為の制限)</p> <p>第二条 略</p> <p>2~4 略</p> <p>5 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。</p> <p>一~三十 略</p> <p>三十一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十七条第一</p>	<p>(行為の制限)</p> <p>第二条 略</p> <p>2~4 略</p> <p>5 次の各号に掲げる行為については、第一項及び第二項の許可を受け、又は前項の規定による協議をすることを要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を通知しなければならない。</p> <p>一~三十 略</p> <p>三十一 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)第二十七条第一</p>

<p>項の規定により指定された重要文化財、同法第七十八条第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第九十二条第一項に規定する埋蔵文化財又は同法第九十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第一百十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為</p> <p>三十二~三十四 略</p>	<p>項の規定により指定された重要文化財、同法第五十六条の十第一項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第五十七条第一項に規定する埋蔵文化財又は同法第六十九条第一項の規定により指定され、若しくは同法第七十条第一項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為</p> <p>三十二~三十四 略</p>
---	--

佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例をここに公布する。

平成十七年三月二十四日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県条例第三十号

佐賀県民の安全安心な消費生活に関する条例

佐賀県民の消費生活の安定及び向上に関する条例(昭和五十七年佐賀県条例第七号)の全部を改正する。

第七号)の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則(第一条~第十条)

第二章 安全の確保(第十一条~第十七条)

第三章 表示、計量及び広告宣伝の適正化(第十八条~第二十一条)

第四章 不当な取引行為の禁止(第二十二条~第二十四条)

第五章 事業者の自主基準及び県の基準の策定等(第二十五条~第二十七条)

第六章 消費者教育の推進等(第二十八条~第三十条)

第七章 消費者苦情の処理(第三十一条~第三十七条)

第八章 生活関連商品等の需給及び価格の安定化等(第三十八条~第四十条)

第九章 佐賀県消費生活審議会(第四十一条)

第十章 調査、勧告、公表等(第四十二条―第四十五条)

第十一章 雑則(第四十六条・第四十七条)

附則

安全で安心な消費生活を送ることは私たち県民が等しく願うものであり、かつ、消費者としての当然の権利である。

私たちの消費生活を取り巻く環境は、その変化の度合いをますます強めてきている。近年の社会経済の進展は、多様な商品やサービスの生み出し、消費者の選択の機会の拡大をもたらす一方で、商品やサービスの高度化及びその取引方法の複雑化を生み出し、結果的に、従来から存在する消費者と事業者との間の情報力及び交渉力の格差をさらに増大させ、消費者が直面する諸問題を多様化、複雑化させている。

本来、消費者と事業者とは、対等の立場に立つべきものである。従って、これらの格差を是正し、消費者の利益を擁護し、及び増進するために、今、行政、消費者、消費者団体、事業者及び事業者団体が、自ら又は連携して、消費者の保護、自立及びその支援並びに事業活動の適正化に向けた取組をより一層推進することが強く求められている。

私たちは、このような認識に基づき、県民の消費者としての権利を守るためには、実効性のある消費者被害の予防と救済を行うことが県の責務であること、また、県民が、各自の能力に応じて、自立した消費者として行動できるよう、その支援を行うことも県の責務であること、さらに、消費者もまた、各自の能力に応じ、その自立に向けて行動するよう努めることが求められていることを確認するとともに、県、市町村、消費者、消費者団体、事業者及び事業者団体の協力関係の下、消費者の権利の確立を目指し、県民の消費生活の一層の安定及び向上を図るため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、消費者としての権利が県民に明確に帰属するものであることを確認し、県民の消費生活における利益の擁護及び増進に関し、県、市町村、事業者及び事業者団体の果たすべき責務並びに消費者及び消費者団体の果たすべき役割を明らかにするとともに、県が実施する消費生活に関する施策について必要な事項を定めることにより、県民の消費生活の安定及び向上を図ることを目的とする。

(基本理念)

第二条 前条の目的を達成するに当たっては、次に掲げる事項を基本としなければならない。

一 消費者と事業者との間には、情報の質及び量並びに交渉力等について、厳然たる格差が存在し、かつ、この格差が消費生活及び消費者取引の複雑化及び高度化に伴ってますます増大していることを踏まえるならば、消費者被害の予防、救済等の実効的な消費者保護を実施することは、県の重要な責務であること。

二 県民が消費生活において自主的かつ合理的に行動できるよう、その自立の支援を行うこともまた、県の重要な責務であること。

三 前号の支援は、年齢や障がいの有無等の個人の特性に配慮して行わなければならないこと。

四 県民は、自らの能力に応じて、消費生活に関して必要な知識の修得、情報の収集等の自主的かつ合理的な行動に努めなければならないこと。

(消費者の権利)

第三条 県民は、安全で安心な消費生活を送ることができるよう、次に掲げる消費者の権利を保障されなければならない。

- 一 事業者から提供される商品又はサービス(以下「商品等」という。)によって、生命、健康及び財産を侵されない権利
 - 二 商品等を適切に選択し、これを適正に使用又は利用できるように、適正な表示、計量及び広告宣伝を求める権利
 - 三 消費生活において必要な情報を適切かつ速やかに、平易な形で提供される権利
 - 四 商品等についての不当な勧誘、不当な取引条件の強制その他の不当な取引行為を強要されない権利
 - 五 消費生活において事業者から被った不当な被害から、適切かつ迅速に救済される権利
 - 六 消費生活において、必要な知識及び判断力を修得し、自主的かつ合理的に行動するため、消費者教育を受ける権利
 - 七 障がい等の有無にかかわらず、安全で安定した消費生活を営むことができるよう、消費者契約に関し、必要な福祉的支援を受ける権利
 - 八 消費者団体を組織し、団体を通じて行動する権利
 - 九 消費者としての意見が、県及び市町村が実施する消費生活に関する施策に適切に反映される権利
 - 2 前項に規定する消費者の権利を実現するために必要な措置については、この条例等において具体的に定めるものとする。
- (県の責務)
- 第四条** 県は、社会経済の変化に即応した消費生活に関する施策の策定及び実施を通じて、消費者の権利の確立に努め、もって県民の消費生活の安定及び向上を図らなければならない。
- 2 県は、県民の参画と協働の下に、消費生活に関する施策を策定するとともに、これを実施しなければならない。

- 3 県は、消費生活に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び市町村と緊密に連携し、相互に協力するものとする。
 - 4 県は、消費生活に関する施策の策定及び実施に当たっては、消費者団体と緊密に連携し、相互に協力するものとする。
- (市町村の責務)
- 第五条** 市町村は、その地域の社会的及び経済的状況に応じた消費生活に関する施策の策定及び実施を通じて、消費者の権利の確立に努め、もって住民の消費生活の安定及び向上を図るものとする。
- 2 市町村は、住民の参画と協働の下に、消費生活に関する施策を策定するとともに、これを実施するものとする。
 - 3 市町村は、消費生活に関する施策の策定及び実施に当たっては、国及び県並びに市町村と緊密な連携を行い、相互に協力するものとする。また、県による消費生活に関する施策の策定及び実施に関し、住民への情報提供、住民から寄せられる相談状況の報告等を通じて、協力するものとする。
- (事業者の責務)
- 第六条** 事業者は、事業活動を行うに当たっては、消費者の権利を尊重し、法令を遵守するとともに、県及び市町村が実施する消費生活に関する施策に協力しなければならない。
- 2 事業者は、自主的に、消費者の安全の確保、消費者に対する情報の提供、消費者の知識、経験、財産の状況等に配慮した取引等により、適正かつ公正な事業活動を推進しなければならない。
 - 3 事業者は、消費者との間の取引に関して生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備し、当該苦情を適切に処理するとともに、消費者の意見をその事業活動に反映するよう努めなければならない。
- (事業者団体の責務)

第七条 事業者団体は、その構成する事業者が消費者の権利を尊重し、法令を遵守した事業活動を行うよう促すとともに、県及び市町村が実施する消費生活に関する施策に協力しなければならない。

2 事業者団体は、その構成する事業者と消費者との間の取引に関して生じた苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するとともに、当該事業者に対し、当該苦情の解決のために必要な支援及び協力をしなければならない。

(消費者の役割)

第八条 消費者は、自ら進んで消費生活に関する必要な知識を修得し、自主的かつ合理的に行動することにより消費者の権利の確立に努め、安全で安心な消費生活を営むことができる社会の実現に積極的な役割を果たすものとする。

2 消費者は、県及び市町村が実施する消費生活に関する施策に対する意見の表明に努めるものとする。

(消費者団体の役割)

第九条 消費者団体は、消費生活に関する情報の収集及び提供、消費者に対する啓発及び教育、消費者の被害の防止及び救済のための活動等消費者の権利の確立のための健全かつ自主的な活動に努めるものとする。

2 消費者団体は、県及び市町村が実施する消費生活に関する施策に対する意見の表明に努めるものとする。

(条例に基づく措置の申出)

第十条 県民は、この条例の規定に違反する事業者若しくは事業者団体の行為により、又はこの条例に定める措置が講じられないことにより、消費者の権利が侵され、又はそのおそれがあるときは、知事に対し、必要な措置を講ずるよう申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、この条例に基づく措置その他の適切な措置を講ずるものとする。

3 知事は、前項の規定により措置を講じたときは、その処理の経過及び結果を当該申出を行った者に通知するものとする。

4 知事は、県民の消費生活の安定及び向上を確保するために必要があると認めるときは、県民に対し、第一項の規定による申出の内容並びにその処理の経過及び結果について、情報提供を行うものとする。

第二章 安全の確保

(危害商品等の供給禁止)

第十一条 事業者は、消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼし、又は及ぼすおそれのある商品等の製造、販売等(以下「供給」という。)を行ってはならない。

(規格の適正化)

第十二条 事業者は、その供給する商品等について、消費者の生命、身体及び財産に対する危害が発生しないよう安全な規格を定めなければならない。

(警告表示の適正化)

第十三条 事業者は、その供給する商品等の使用又は利用により、消費者の生命、身体又は財産に対する危害が発生するおそれがある場合には、当該危害の具体的内容、当該危害を防止するための使用又は利用の方法等を適正に表示しなければならない。

(事業者の危害除去義務)

第十四条 事業者は、その供給する商品等が第十一条から前条までの規定に違反することが明らかになったときは、その旨を公表するとともに、当該商品等の供給の中止、回収等消費者の安全を確保するために必要な措置を講じな